

## 「全国農福連携マルシェ in ぎふ(仮称)」出店要領

### 1 趣 旨

障がい者が生産した農産物あるいはそれらを原料にした農産物加工品(以下「農産物等」という。)を県民に紹介・販売して、障がい者及び農福連携の理解を深めるとともに、出店する全国の福祉事業所等との交流により県内事業所の農福商品の向上を目指す。

**2 期 日** : 令和6年10月26日(土) 10:00~16:00  
10月27日(日) 9:00~16:00

**3 開催場所** : OKB ぎふ清流アリーナ(岐阜市薮田南2丁目1-1)  
※岐阜県農業フェスティバルの会場内

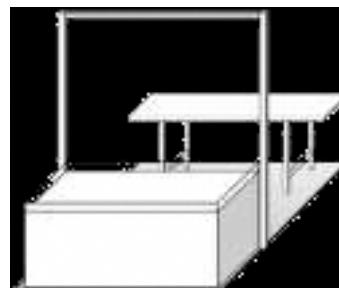
**4 対 象 者** : 農福連携に取り組む事業者  
(農業経営体、福祉事業所、特例子会社等)  
県内、県外合わせて47団体

**5 出店内容** : 農福連携により自ら生産した農林水産物及びそれらを使用した加工品の販売  
※ 物販のみ。調理を伴う飲食の販売はできません。  
販売する農林水産物及び加工品には、食品表示法に基づいた表示が必要です。

**6 販売方法** : • 1出店者あたり、原則1小間を予定していますが、出店希望により調整することもあります。  
• 小間に商品を陳列して対面販売を行います。  
• 通路、搬入台車上、車上など小間外での販売はできません。  
• 売り上げ金等金銭の取り扱いは各出店者管理。  
※ 釣銭、電卓、お金を入れる容器等は出店者でご用意ください。

### コマ概要

- 小間台 W1,800×D900×H700  
(こぼれ止め、枠、白ビニール付き)
- 後方長テーブルW1,800×D600×H700  
(コーナー共有とする場合有り)
- スペース (W1,800×D2,700)
- スポットライト1個
- 出展者名板と販売台幕



**7 出店の条件**：「全国農福連携マルシェ in ぎふ(仮称)」の期間中、2日間とも出店可能なこと。

期間中、原則として職員1名及び利用者(障がい者)1名の計2名が対面販売できるよう配慮すること。

**8 出店に係る経費等**：

- ・小間料、販売手数料は無料とします。
- ・事業所から会場までの販売物の運搬及び保管に係る経費、出店に係る旅費、食事等は出店する出店者の負担とします。

**9 出店者の募集等**

・申込み等

別紙「出店希望調査」に必要事項を記載し、7月16日(火)までにメールでぎふ農福連携推進センターへ送信してください。

※ E-mail [gifu-noufuku3@gifu-notiku.com](mailto:gifu-noufuku3@gifu-notiku.com)

・出店者の決定等

今回の調査をもとに県内事業者の出店者を決定します。

**10 今後のスケジュール(見込み)**

日付	項目	内容
7月16日	出店希望調査締切	ぎふ農福連携推進センターへ提出
7月下旬	出店者の決定	
7月下旬	提出書類送信	ぎふ農業フェスティバル実行委員会が定めた提出書類を決定した各事業所へ送信
8月上旬	提出書類提出締切	ぎふ農福連携推進センターへ提出
9月上旬	出店の概要通知 出店者説明会の開催	出店の詳細について、各出店者に通知 オンライン出店者説明会を実施
10月25日	マルシェ前日	商品搬入、準備
10月26日	マルシェ当日	商品搬入、販売
10月27日		商品搬入、販売、撤収